

八代市立泉小学校・泉中学校学校運営協議会規約

令和3年7月2日

(目的)

第1条 この規約は地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5に規定に基づき、八代市立泉小学校・泉中学校運営協議会(以下「協議会」という。)について、必要な事項を定める。

(趣旨)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、八代市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民の学校運営への参画や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 協議会は、教育委員会の承認を受け、八代市立泉小学校・泉中学校(以下「学校」という。)内に設置する。協議会の名称を「泉学舎協議会」とする。

2 協議会は、事務局を置くことができる。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関する事
- (2) 学校経営計画に関する事
- (3) 組織編成に関する事
- (4) 学校予算の編成及び執行に関する事
- (5) 施設管理及び施設設備等の整備に関する事

2 校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(学校運営等に関する意見の申し出)

第5条 協議会は、学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条に定める趣旨を踏まえ、学校の職員の採用その他の任用に関して別に定める事項について、教育委員会を経由し、熊本県教育委員会に対して意見を述べるることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、第2条に規定する目的を達成するため、学校運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(委員)

第8条 協議会の委員は、15名以内とし、次の各号で選任された委員をもって構成する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 本校校長・副校長・教頭
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の設置学校の運営に資する活動を行う者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

2 委員の推薦は、第2条に定める趣旨を踏まえ、適切な選考を行ったうえで校長から教育委員会に申し出るものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、校長は速やかに新たな委員を教育委員会に申し出るものとする。

4 委員は特別職の地方公務員の身分を有する。

(任期)

第9条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該日を属する年度の末日までとする。

2 第8条第3項により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第10条 委員の報酬は、教育委員会が別に定める。

(会長及び副会長)

第11条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(会議)

第12条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 協議会は、学期に1～2回の定例会を開催するほか、必要に応じて臨時会を開催できる。
- 5 協議会規約は、委員総数の過半数の議決により改正できる。
- 6 事務局は、会長と校長の推薦で若干名置くことができる。

(会議の公開)

第13条 会議は、特別の事情がない限り公開とする。

- 2 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(議案ならびに会議録の作成)

第14条 協議会に関する事務は学校および事務局が担当する。学校および事務局は原則として会議の案件と開催案内を委員あてに通知する。

- 2 会長は、会議の開催日時、場所ならびに議決事項及びその他の事項について会議録を作成する。

(守秘義務等)

第15条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと
 - (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会及び学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと

(報告)

第16条 協議会は、地域や保護者への理解や啓発を含め、活動報告を年1回以上行うものとする。

付 則

この規約は、令和3年8月1日から施行する。